

平成27年 9 月 7 日提出

市道の認定について

市道を次のように認定する。

熊本市長 大 西 一 史

議案番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
議第195号	清水新地2丁目 第3号線	北区清水新地2丁目603番17 地先	
		北区清水新地2丁目606番8 地先	
議第196号	清水新地2丁目 第4号線	北区清水新地2丁目603番17 地先	
		北区清水新地2丁目603番18 地先	
議第197号	桜木4丁目 第27号線	東区桜木4丁目21番3 地先	
		東区桜木4丁目22番2 地先	
議第198号	重富 第54号線	東区画図町大字重富31番10 地先	
		東区画図町大字重富29番6 地先	
議第199号	城山半田2丁目 第1号線	西区城山半田2丁目364番12 地先	
		西区城山半田2丁目364番7 地先	
議第200号	中原町 第44号線	西区中原町640番13 地先	
		西区中原町640番9 地先	
議第201号	上南部1丁目 第2号線	東区上南部1丁目291番4 地先	
		東区上南部1丁目296番5 地先	
議第202号	戸島西1丁目 第4号線	東区戸島西1丁目3243番14 地先	
		東区戸島西1丁目3241番6 地先	
議第203号	御領2丁目 第7号線	東区御領2丁目724番2 地先	
		東区御領2丁目726番15 地先	
議第204号	御領2丁目 第8号線	東区御領2丁目726番18 地先	
		東区御領2丁目709番4 地先	

議案番号	路 線 名	起 点		重要な 経過地
		終 点		
議第 2 0 5 号	戸島西 4 丁目 第 9 号線	東区戸島西 4 丁目 3 1 9 8 番 5	地先	
		東区戸島西 4 丁目 3 1 9 9 番 1	地先	
議第 2 0 6 号	戸島西 4 丁目 第 1 0 号線	東区戸島西 4 丁目 3 5 5 1 番 1 4	地先	
		東区戸島西 4 丁目 3 5 5 7 番 1	地先	
議第 2 0 7 号	戸島西 4 丁目 第 1 1 号線	東区戸島西 4 丁目 3 5 5 5 番 4 1	地先	
		東区戸島西 4 丁目 3 5 5 5 番 4 4	地先	
議第 2 0 8 号	小山 5 丁目 第 4 号線	東区小山 5 丁目 1 0 3 6 番 1 9	地先	
		東区小山 5 丁目 1 0 3 6 番 1 5	地先	
議第 2 0 9 号	並建町 第 1 1 号線	南区並建町 1 2 6 番 5	地先	
		南区並建町 1 2 6 番 4	地先	
議第 2 1 0 号	護藤町 第 3 8 号線	南区護藤町 1 4 9 9 番 1 2	地先	
		南区護藤町 1 4 9 9 番 9	地先	
議第 2 1 1 号	出水 5 丁目 第 2 1 号線	中央区出水 5 丁目 4 5 3 番 2	地先	
		中央区出水 5 丁目 3 7 4 番 8	地先	
議第 2 1 2 号	池田 1 丁目 第 3 0 号線	西区池田 1 丁目 4 0 4 番 9	地先	
		西区池田 1 丁目 4 4 9 番	地先	
議第 2 1 3 号	池田 1 丁目 第 3 1 号線	西区池田 1 丁目 4 2 0 番	地先	
		西区池田 1 丁目 3 6 8 番 1 9	地先	
議第 2 1 4 号	池田 2 丁目 第 5 号線	西区池田 2 丁目 7 4 6 番	地先	
		西区池田 2 丁目 7 1 8 番	地先	
議第 2 1 5 号	池田 2 丁目 1 丁目 第 1 号線	西区池田 2 丁目 8 2 0 番 4	地先	
		西区池田 1 丁目 4 2 6 番 6	地先	
議第 2 1 6 号	田迎 3 丁目 第 3 号線	南区田迎 3 丁目 3 3 番 1	地先	
		南区田迎 3 丁目 3 4 番 7	地先	
議第 2 1 7 号	琴平 2 丁目 第 6 号線	中央区琴平 2 丁目 4 3 4 番	地先	
		中央区琴平 2 丁目 4 3 8 番	地先	
議第 2 1 8 号	荒尾 2 丁目八 分字町 第 1 号線	南区荒尾 2 丁目 1 2 3 1 番 2	地先	
		南区八分字町 3 6 番 1	地先	

議案番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
議第 2 1 9 号	八分字町	南区八分字町 5 1 番 地先	
	第 3 0 号線	南区八分字町 8 3 番 1 地先	
議第 2 2 0 号	新町 4 丁目横 手 1 丁目 第 1 号線	中央区新町 4 丁目 8 番 3 地先	
		中央区横手 1 丁目 1 0 8 7 番 9 地先	
議第 2 2 1 号	新町 3 丁目	中央区新町 3 丁目 1 0 番 2 地先	
	第 6 号線	中央区新町 3 丁目 1 0 番 7 9 地先	
議第 2 2 2 号	横手 1 丁目 2 丁目 第 1 号線	中央区横手 1 丁目 1 1 6 9 番 1 地先	
		中央区横手 2 丁目 1 1 8 2 番 3 3 地先	
議第 2 2 3 号	横手 1 丁目新 町 4 丁目 第 1 号線	中央区横手 1 丁目 1 0 8 7 番 2 2 地先	
		中央区新町 4 丁目 8 番 3 6 地先	
議第 2 2 4 号	島崎 1 丁目	中央区島崎 1 丁目 3 6 7 番 地先	
	第 2 0 号線	中央区島崎 1 丁目 7 7 4 番 地先	
議第 2 2 5 号	島崎 1 丁目	中央区島崎 1 丁目 6 3 番 3 地先	
	第 2 1 号線	中央区島崎 1 丁目 2 1 2 番 地先	
議第 2 2 6 号	島崎 1 丁目段 山本町 第 1 号線	中央区島崎 1 丁目 1 0 1 番 地先	
		中央区段山本町 6 2 番 2 地先	
議第 2 2 7 号	島崎 1 丁目段 山本町 第 2 号線	中央区島崎 1 丁目 6 3 番 1 地先	
		中央区段山本町 4 4 番 2 地先	
議第 2 2 8 号	花園 1 丁目	西区花園 1 丁目 4 3 9 番 地先	
	第 2 0 号線	西区花園 1 丁目 3 8 0 番 3 地先	
議第 2 2 9 号	花園 1 丁目	西区花園 1 丁目 3 9 5 番 1 地先	
	第 2 1 号線	西区花園 1 丁目 3 7 7 番 2 地先	
議第 2 3 0 号	花園 1 丁目	西区花園 1 丁目 1 5 0 番 1 地先	
	第 2 2 号線	西区花園 1 丁目 2 0 1 番 2 地先	
議第 2 3 1 号	花園 1 丁目	西区花園 1 丁目 2 2 5 番 3 地先	
	第 2 3 号線	西区花園 1 丁目 2 1 3 番 地先	
議第 2 3 2 号	池亀町	西区池亀町 1 2 3 番 2 地先	
	第 3 3 号線	西区池亀町 1 1 3 番 1 2 地先	

(提出理由)

次の事由に伴う市道認定について、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第39条の規定に基づく管理帰属
- (2) 地元要望
- (3) 一部払下げ
- (4) 道路整備